

様式例 13 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日:令和3年1月25日

評価者:健康福祉局指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	川崎市特別養護老人ホームしゅくがわら
指定期間	平成28年4月1日 ~ 令和3年3月31日
業務の概要	・常時介護を必要とし、家族等の生活環境により、自宅で生活することが困難な寝たきりや認知症の方に対して介護を行う施設(対象:原則要介護3以上、要介護1・2は特例入居あり)
指定管理者	名称:社会福祉法人鈴保福祉会 代表者:理事長 鈴木 錠 住所:麻生区上麻生5-19-10 電話:044-987-0021
所管課	健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課(内線:32424)

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	事業期間全体を通して施設における「利用者ファースト」という考え方は、軸がブレることはなく、その点を強化してきた。この間の介護サービス改革の流れに沿った利用者個々の「暮らし」に焦点を当てサポートしてきている。また、地域との交流も積極的に取り組み、多くのボランティアを確保し、効率的かつ効果的な施設運営を行っている。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	介護を必要とする方々に、分け隔てなく援助の手を差し伸べ、心豊かな人生を送っていただくためのお手伝いをするという理念を踏襲し、日々の職務の中で事業期間全体を通してその実現に邁進することができている。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	事故予防・事故対応についてはマニュアルや体制が整備されている。感染症対策についても予防策の周知と徹底、またスタンダードプリコーション(標準予防策)の重要性を職員全体に再確認させ啓蒙に努めている。 コンプライアンスの遵守についても、職員に周知徹底するよう努めている。 災害対策も、多摩川の決壊を想定して「避難確保計画」の策定と避難訓練の実施を継続的に行っている。
4	更なるサービス向上のために、どういった課題や改善策があるか。	質の高いサービスを効果的継続的に提供するためには、介護・看護職員の確保と定着が重要である。その点では離職率が低く定着が上手くいっている。また、地域における高齢者福祉を支える重要拠点として、介護の専門職としての知識や技術のレベルアップを図っている。

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	四半期毎に施設において実施のセルフモニタリング結果を受け、その都度評価を行い、適正な施設運営水準の維持、継続に努めている。
2	制度活用による効果はあったか。	(サービスの向上等) ・特別養護老人ホームは、市内に57施設整備(令和2年4月1日現在)しており、施設の運営形態については、民設民営が49施設、公設民営(指定管理施設)が8施設となっている。 ・民設民営の施設と同様に、指定管理施設についても指定管理料は計上せず、介護保険制度における介護報酬及び利用者負担により施設運営がなされている。 ・当初から利用者個々のニーズを具体的に汲み取る、きめの細かいモニタリングを心掛け、利用者の希望に沿ったサービスを提供できるように努めている。各事業において利用者「豊かな人生」を送ってもらいたいと取り組んでいる。 ・平成27年4月の制度改正により、入居対象が原則要介護3以上に限定(但し、要介護1・2については特例で入居可能)されたことから、自宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化を図ってきた。今後も引き続きサービスの質の維持・向上を目指しながら、令和3年度からの指定管理期間中に、譲渡民設化に向け、円滑な移行を目指し準備を進める必要がある。
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	サービス面では、今までの方向性としての個別ケアの方針に対する更なるレベルアップが必要である。また、独自の働き方改革として、全職員の年度目標の設定とそれの進捗確認と見直しのための面接評価制度、さらに職員からの意見を吸い上げる働きやすい環境の構築等が質の高いサービス提供の要因と考えるので、これらの点を維持しながら、引き続き改善に向け取り組んでいく必要がある。 特別養護老人ホームについては、介護保険制度による介護報酬及び利用者負担により施設運営がなされている。今後も引き続き、要介護の中重度の方の「住まい」として機能していくことが求められている。 また、施設及び設備において経年劣化が顕著に現れており、長寿命化も考慮した修繕等の対応が求められる。

		現指定期間における収支状況について、令和元年度時点で赤字であり、黒字化に向けた取組が求められる。
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	<p>市内に複数ある指定管理者制度による特別養護老人ホームの運営形態については、【川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画】に基づき、指定管理者制度による運営を今期令和2年度末までとし、令和3年度から民間による運営に移行していくこととしている。</p> <p>当該施設についても、令和3年度譲渡民設化を目指し募集を行ってきたが、譲渡に応じる法人がなく、この間、指定管理者から民設化に係る諸条件について、理解が得られるよう説明を継続してきたが、譲渡民設化に向けた了承が得られなかった。また、現指定管理者と調整を継続してきた結果、指定期間の変更(3年間の延長)について、了承が得られたことから、延長をした上で、譲渡民設化に向けた公募の実施(指定期間中)に向けて、調整を進める。</p>

4. 今後の事業運営方針について

<p>特別養護老人ホームについては、介護保険制度による介護報酬及び利用者負担により施設運営がなされており、また、平成27年4月の介護保険制度の改正により、要介護3以上の中重度の方の「住まい」としての機能が求められている。</p> <p>今回、指定期間の3年間の延長を行った上で、引き続きサービスの質の維持、向上を目指しながら運営を行う。また、譲渡民設化に向けた公募の実施(指定期間中)に向けて、調整を進める。</p>
--